

岩手県	学校名	課程	学科	指定期間
4	岩手県立紫波総合高等学校	全日	総合	1年

## 平成 29 年度 高等学校における特別支援教育推進のための拠点校事業 実施報告書（成果報告書）（要約）

### 1 研究開発課題

高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究

～校内教育支援の体制面と運用面の整備を通して～

本実践研究は、高等学校における通級による指導の導入にあたり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行う特別の教育課程を編成・実施するための要件を、校内教育支援の体制面と運用面から探り、実践を通して明らかにしていくことにより、高等学校における特別支援教育のさらなる充実につなげようとするものである。

### 2 研究の概要

「通級による指導」に関する校内教育支援や、本人・保護者との合意形成、指導・支援等について先行的に取り組み、体制面と運用面を整備していくことにより、「通級による指導」の導入に関する取組を実践的に明らかにする。特別の教育課程を編成・実施するための要件を、校内教育支援の体制面と運用面の整備を通し、明らかにする。

### 3 研究の目的と仮説等

#### （1）研究開始時の現状分析と研究の目的

平成 29 年度の生徒実態調査及び過年度における生徒実態調査の結果から、本校に在籍する特別な支援を必要とする生徒は県平均との比較において、割合、人数ともに高い数値を示している。校内の特別支援教育への理解は広がりつつあるが、その支援の手立ては、通常の授業における授業改善や支援を必要とする生徒への配慮が中心であり、支援を必要とする生徒の多様な教育的なニーズに 대응していくことの難しさが課題であり、校内での支援体制の整備は手探りの状況である。

本研究の目的は、高等学校における「通級による指導」の導入にあたり、特別の教育課程を編成・実施するための要件を、校内支援の体制面と運用面から探り、実践を通して明らかにしようとするものである。

また、高等学校における「通級による指導」に向けた校内教育支援体制の整備を通して、在籍する生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する具体的な手立てを計画的、組織的な指導に結びつけ、特別支援教育推進の充実を目的とするものである。

#### （2）研究仮説

校内教育支援の体制を構築することにより、高等学校における「通級による指導」の推進が図られるであろう。加えて、校内の特別支援教育の充実にも寄与するであろう。

「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」（報告）では、通級による指導の実施における、国、教育委員会、学校それぞれの役割を示しており、学校の役割においては、「何よりも、まずは特別支援教育の推進のための校内体制の整備、すなわち、障害のある生徒への支援を特定の教員任せにしない組織的な体制づくりが求められる。」としており、校内教育支援の体制づくりが重要であることを述べている。具体的には、校内における特別支援教育推進のための理解・啓発の促進、「通

級による指導」実施にかかわっての教育課程の編成、校内における担当者研修など、様々な役割をどのような人材、組織に位置付けていくのかを検討することが必要である。制度設計の在り方については、基本的な考え方は小・中学校等と同様としつつ、高等学校における教育の特徴を十分にふまえていくことが必要であり、具体的に、どのように教育課程上の位置付けや指導の対象、指導内容、対象者の判断手続き等を含めて、どのように運用していくのか検討を要することを述べている。教育課程上の位置付けについては、小・中学校等においては、通級による障がいに応じた特別の指導を放課後に加えたり、各教科等の一部の時間に替えたりしながら実施しているのに対し、高等学校においては、必履修教科・科目及び総合的な学習の時間等は単位修得の都合上、これらの学習時間に替えて実施することはできない。そこで、学校の状況に応じ、教育課程に特別の指導を位置付け、併せて、単位認定や学習評価の在り方を検討する必要がある。

対象生徒の判断手続きについては、どのようにアセスメントし、「通級による指導」の必要性について対象生徒及び保護者と共有しながら、実施にあたっての合意形成をはかっていくのかといったプロセスの検討も必要である。高等学校における「通級による指導」の導入にあたっては、学校において、校内教育支援の在り方について、体制面、運用面からの整備が重要であり、本実践研究においては、特別の教育課程を編成・実施するための諸要件を、体制面、運用面の二つの視点から検討、整備していくことにより、高等学校における「通級による指導」の導入の在り方について、その手立てや課題等が明らかになるであろう。

### (3) 必要となる教育課程の特例（学校教育法施行規則第四百十条による特別の教育課程）

教育課程の特例の内容	指導内容	授業時間数・単位数等
ソーシャルスキルA ソーシャルスキルB	受講生徒個々の「個別の指導計画」に基づき、自立活動6区分27項目を参考とした指導を行う。	ソーシャルスキルAを2年次、 ソーシャルスキルBを3年次に それぞれ2単位設定する。

### (4) 研究成果の評価方法

ア 校内教育支援体制に関する教職員の意識調査による検証

特別な教育課程の編成・取組実践過程を通しての、校内教育支援体制に関する教員の意識調査を質問紙法により行い、記述内容を研究担当者が分析する。

イ 指導担当者の意識調査による検証

特別な教育課程の編成・取組実践過程を通しての、指導担当教員の意識調査を質問紙法により行い、記述内容を研究担当者が分析する。

## 4 研究の経過等

### (1) 取組の内容

ア 特別の教育課程の編成

#### ① 学校設定教科「ソーシャルスキル」の内容検討

複数回に渡る検討委員会における協議の結果、研究協力校においては学校ニーズをふまえ、自己理解を深め、他者との関わりを円滑に進める力や、社会規範を理解して、適切な行動へつなげる力は、全ての生徒に育てたい力であるとの考えから、学校設定教科として、「ソーシャルスキル基礎」を新設することとした。

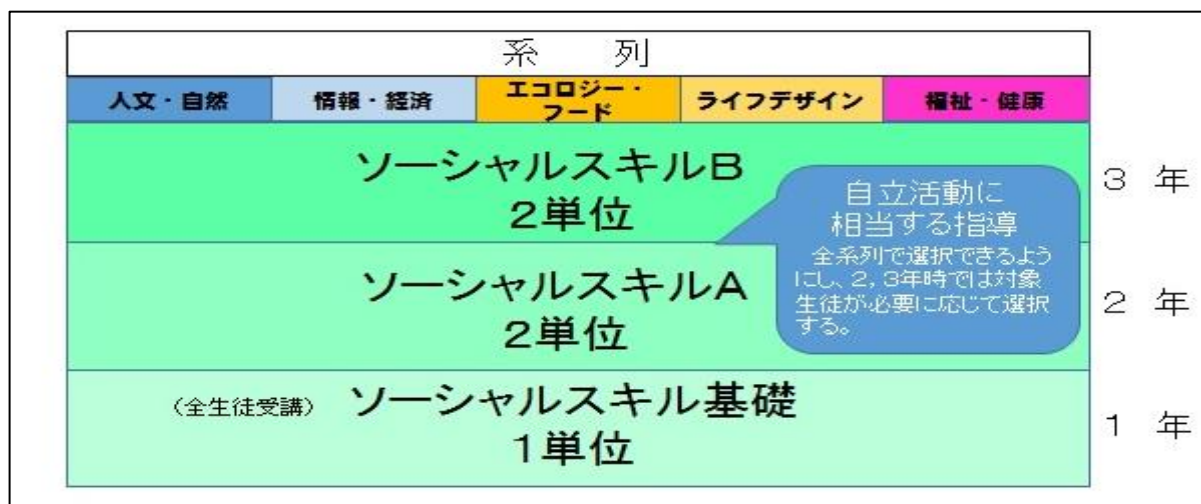
学校設定教科として、「ソーシャルスキル基礎」を1学年全生徒が履修することとして位置付け、加えて、生徒個々の必要に応じて、学習上または生活上の困難を克服する目的での自立活動に相当する指導として、より焦点化した指導を2年次に「ソーシャルスキルA」、3年次に「ソーシャル

スキルB」を位置付けることとした。

この学校設定教科「ソーシャルスキル」については、全ての生徒が履修する内容と、必要な生徒のみが履修する内容との連続性を重視する視点を意識したものである。

また、困難さを抱える生徒にとっては、「ソーシャルスキル基礎」の履修がベースとして設定することにより、「ソーシャルスキルA」、「ソーシャルスキルB」の履修への抵抗感も軽減されたと考えたことによるものである。

次頁の【図1】は、新規学校設定教科の教育課程への位置付けの検討にあたっての具体的なイメージをまとめたものである。



【図1】新規学校設定教科 ソーシャルスキルのイメージ図

## ② 学校設定科目「ソーシャルスキル基礎」のシラバス（案）の作成

学校設定科目「ソーシャルスキル基礎」、そして、自立活動に相当する指導としての「ソーシャルスキルA」、「ソーシャルスキルB」の位置付けを確認した上で、次の段階として、実際の指導内容や、使用教材を含め、指導計画の具体的なイメージを持っていくことが必要と考え、シラバス（案）の作成を進めることとした。

自立活動に相当する指導としての「ソーシャルスキルA」、「ソーシャルスキルB」に先立って、初めに、学校設定科目「ソーシャルスキル基礎」のシラバス案を作成し、指導内容の系統化を図ることとしたものである。シラバス案の作成は、相談支援部を中心とするメンバーで進めることとした。その後の進路選択や、社会生活に向けて必要となるコミュニケーション、社会規範意識などについて、生徒が自己理解を図りながら、主体的に学べる内容となるよう協議を行った。

また、すでに教育課程に位置付けられている「産業社会と人間」のシラバスと、内容面ですみ分けを行っていきべきこと、重なりを持たせることで効果的な学びにしていきたいことなどの視点でも意見交換を行った。さらに、指導内容と併せて、使用する教材についても選定していくことが必要であるとの考えから、複数の図書教材等を持ち寄りながら、実際の指導場面に生かすことができそうな教材の選定を行った。題材、指導内容及び使用する教材を含めた形でのシラバス（案）をまとめた。

学校設定科目「ソーシャルスキル基礎」のシラバス（案）の作成を進めることにより、自立活動に相当する指導としての「ソーシャルスキルA」、「ソーシャルスキルB」については、さらに対象生徒に状況に合わせ、自立活動の指導区分・項目等の関連を図りながら、個別の指導計画の作成や指導内容を構成していくこと具体的なイメージをつくることにつながった。

また、シラバス（案）を作成した後は、1時間毎の指導案を作成していく作業も併せて進めた。

### ③ 指導対象生徒との合意形成プロセス

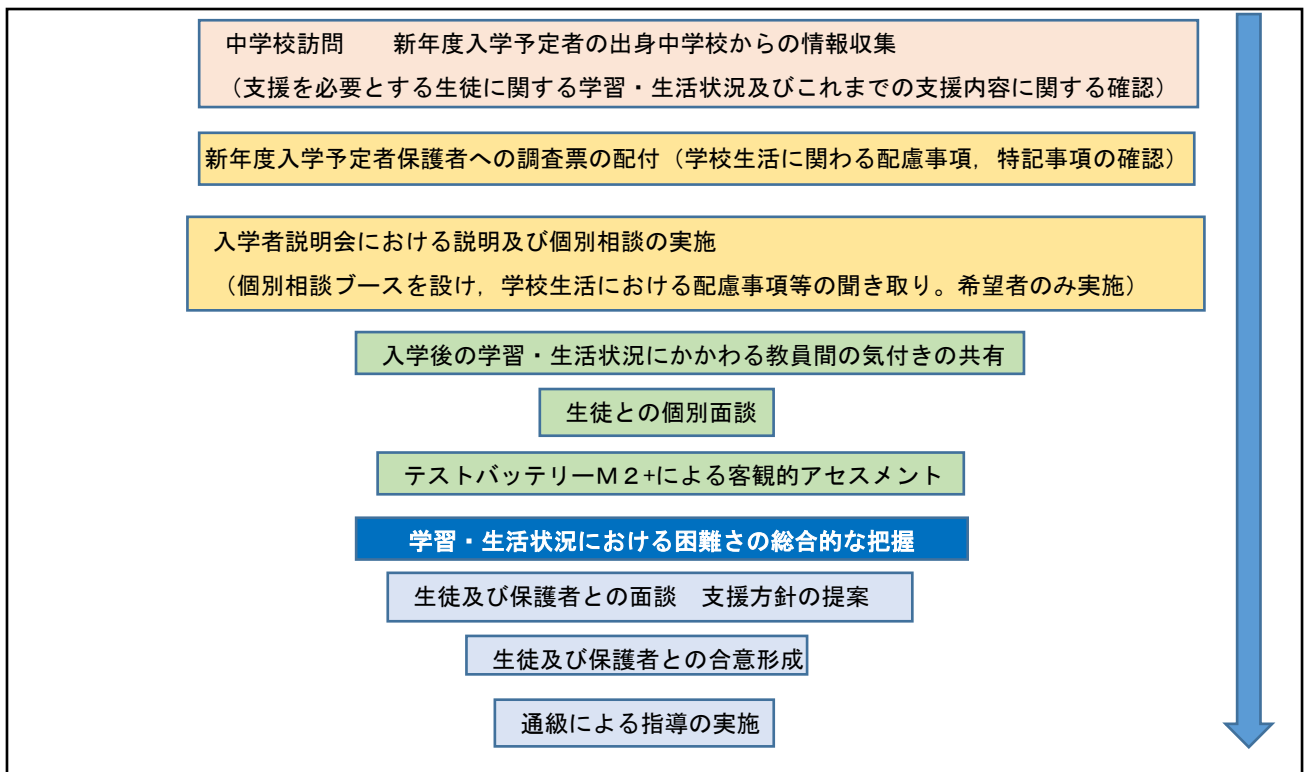
教育課程への位置付けと併せて、「通級による指導」の対象となる生徒の判断や、指導の合意形成のプロセスについても、整備していくこととした。本校では、これまでも通常の授業において必要な支援を指導の中に生かせるように、入学時から、生徒の学習・生活状況を把握し、指導に生かせるような取組を行っている。

「通級による指導」を導入するにあたっては、新たにアセスメントのプロセスを構築していくのではなく、生徒の状況を把握するために、すでに本校で取り入れている手立てを整理することとした。

第一に、中学校から得られる情報の活用である。これまでも実施している入学予定者の出身中学校訪問により、中学校までの学習・生活状況や、支援の状況を把握することを基礎情報に位置付けることとした。高校生活の早期から、生徒の状況を適切に把握していくためには、入学以前の生徒にかかわる情報が不可欠であると考えたことによるものである。

第二に、家庭からの情報の活用である。高等学校における新たな生活にかかわり、学校生活において配慮を希望することや留意してほしい事項を、入学時に提出される調査票により、把握するとともに、入学説明会における個別相談の場を設定する。入学前の段階で、家庭と個別相談の場を位置付けることは、生徒本人の援助希求に加え、保護者の高校生活や社会自立等に対する不安や、生徒の状況を共有できることにもつながり、その後に「通級による指導」が必要となった場合、合意形成が図られやすいと考えた。

第三に、入学後の学習・生活状況から得られる情報の活用である。中学校からの情報、家庭からの情報をふまえ、最も重要な判断の手がかりとしては、高等学校における学びの中で生じている困難さの把握であると考えた。そこで、入学後からの学級担任、各教科担当による学習・生活上の観察からの気づきの共有、全生徒を対象とした定期面談での生徒自身が感じている困難さ、客観的アセスメントに示される困難さの要因等を総合的に把握した上で、対象生徒及び保護者との合意形成に結びつけていく流れのプロセスを構築した。



【図2】指導対象との合意形成プロセス

#### ④ 小学校・中学校における「通級による指導」の視察

検討委員会の中では、校内体制にかかわり、教員が、小学校及び中学校の通級指導教室の視察を通じて、指導内容や、対象児童生徒との合意形成のプロセスについての知見を得ていくことの必要についても確認された。そこで、学びの困難さを抱える児童生徒に対する通級による指導を実施している県内の小学校1校、中学校1校の計2校の視察を行った。

視察では、毎年度当初の学校説明会の中で、「通級による指導」の位置付けについて、保護者への説明を行っていることや、通常の学級と、通級指導教室とのつながりを意識した校舎内における教室配置の工夫を行っていることなど、「通級による指導」の運用にかかわり、必要と考えられる事項についての知見を得ることができた。小中学校の通級指導教室の視察について、下記内容の質問紙（選択肢及び自由記述）による調査を行った。

**質問項目1 小・中学校の通級指導教室視察は、初めての取組となる「通級による指導」の理解を深める上で、参考になるものでしたか。**

全ての回答者から理解の深まりにつながったとする回答が得られた。高等学校においては、「通級による指導」の具体的な指導がどのようなものであるかを把握する上で、校種の違いはあっても、小学校・中学校における通級指導教室の視察を位置付けることが、導入にあたっての有効な手がかりになるものと考えられる。また、視察をふまえた成果として、自由記述からは下記の事項が挙げられた。

自由記述からは、「通級による指導」がどのような成果をもたらし、通常の学級での学びに、どのように結びついていくのかの実感にかかわる内容も含まれていた。高等学校においては、初めての導入であることをふまえ、「通級による指導」の成果をイメージする機会を設けることも、導入にあたって大きな要素となると考えられる。

- ・通級による指導のねらいの確認
- ・対象児童生徒の判断、合意形成の流れの確認
- ・具体的な指導内容や使用教材の把握
- ・対象児童生徒の具体的な状況の確認
- ・児童生徒の変容につながる「通級による指導」による成果、意義

#### ⑤ 校内研修会による校内理解の推進

「通級による指導」の導入にあたっては、校内体制で、特別支援教育にかかわる理解を深める必要があるとの考えから、総合教育センター研修指導主事による年間二回の校内研修会を実施した。

一回目は、生徒理解とその支援に向けて、保護者連携が必要であるとの認識から、保護者連携をテーマに実施した。保護者連携については、通常の学級における合理的配慮や、「通級による指導」の実施にかかわる合意形成にかかわっても、重要な内容であったと考える。研修者からも、「学校と保護者が生徒の状況について、同じ目線で捉えていくことの必要性を確認する機会になった」といった声が聞かれた。

二回目の校内研修会は、生徒が抱える困難さの理解と、「通級による指導」の位置付けをテーマに実施した。特別支援教育の現状、生徒の困難さの理解とその支援、「通級による指導」の概要といった内容とし、「通級による指導」の概要に加えて、今年度の取組実践の経過について教員間での共有をした。

二回の研修会を実施した上で、校内研修会の実施をふまえた特別支援教育の必要性及び、「通級による指導」の理解にかかわり、質問紙（選択肢及び自由記述）による調査を行った。

**質問項目2 特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の必要性を感じますか。**

質問項目2での、高等学校における特別支援教育の必要性については、「強く感じる」、「感じる」といった必要性を示す割合が、98%程度となった。特別支援教育の視点からの指導・支援の必要性について、校内研修会をとおして、再認識がなされることにつながっている結果と捉える。

**質問項目3 どのような場面や、状況にかかわって、必要性を感じますか。（自由記述）**

項目3では、特別支援教育の必要性を、学校生活のどのような場面、状況で感じているのかを自由記述で回答することとし、回答内容を生徒に願う姿として分類し、まとめた。

- ◎生活場面
  - ・「人とのかかわり」 あらゆる場面に応じて、人との望ましいかかわり方ができること
  - ・「コミュニケーション」 必要な意思表示ができること
  - ・「社会規範」 社会生活の中で、守るべきルールや望ましいマナーを身に付けること
  - ・「情報収集・選択」 必要な情報を自分で得たり、判断したりすること
  - ・「指示理解」 指示内容から求められていることを理解し、自分の行動につなげること
  - ・「気持ちのコントロール」 状況に応じた気持ちの整理が図れること
  - ・「自己肯定感」 自分の存在や活動に自信をもつことができること
- ◎学習場面
  - ・「学習姿勢」 話をきくことができること、学ぼうとすること
  - ・「学習習慣」 学びが自分の力になることを実感しながら、継続していくこと
  - ・「学習意欲」 分かる喜びから、学びへの意欲をもつこと
  - ・「学習理解」 学んだことを、結果や成果として残すことができること
  - ・「学習と生活のつながり」 学びが、自分の生活、将来に生かされるという思いをもつこと

これらの結果からは、高等学校段階では、将来的な社会とのつながりを意識し、人とのかかわり方や、社会規範など生活面にかかわる力を育てていくこと、また、学習理解や、学習意欲など、学習面にかかわる力を育てていく視点から、特別支援教育の必要性が捉えられていると考えられる。

また、通常の授業における支援、「通級による指導」が果たすべき役割を示しているとも捉えられる。

**質問項目4 「通級による指導」のねらいや、内容について理解ができましたか。**

質問項目4では、校内研修会を通しての、「通級による指導」のねらいや内容にかかわる理解について、回答を求めた。「理解できた」、「概ね理解できた」を含む研修会を通しての理解を示す割合が約93%となった。この結果からは、「通級による指導」の実施にかかわって、その意義やねらいを確認していく上では、研修会の実施などを位置付け、理解の推進を図ることが、体制面から有効であることを示していると考えられる。一方で、高等学校では初めての実施となる「通級による指導」への理解については、さらに、複数回の研修会を通して、校内全体でのその意義を共有していけるようにすることが重要であると考えられる。

**質問項目5 「通級による指導」の実施に向けて、さらに必要と感じることは何ですか。**

質問項目5では、「通級による指導」の実施に向けて、さらに必要であると考えられる内容について、選択肢による回答を求めた。（複数回答可）

選択された内容として、最も多かったのが、「担当者を支える教員間の体制」であり、約53%となった。この割合からも示されるように、実施にあたっては、指導担当教員のみには負担が生じることがない

よう、教員全体での支援体制が必要であると、教員間で認識をしていることが明らかになった。

次に、選択された内容として、多かったのは、「生徒の困難さを把握していくための生徒理解の力の向上」であり、約 48%の割合を示した。「通級による指導」は、生徒の学習上又は生活上の困難を克服していく目的で実施されるものであることから、表面的に現れる行動や状況を、生徒の困難さという視点から、認知していくことが、指導対象となるかどうかの判断にかかわっても必要であると考えている状況が把握できる。

また、「通常の教科指導等における授業づくりの充実」が必要であるとの回答も、約 43%を示した。すでに行っている通常の教科学習等においても、分かる授業づくりのための工夫を行うことが、「通級による指導」との連続性の点においても、必要であると考えている状況を反映しているものと捉えることができる。

その他として、自由記述により、得られた回答として、以下の内容が挙げられた。

◎「通級による指導」のねらいの理解・周知

- ・「通級による指導」に対する中学校（小学校、高等学校）における正しい理解
- ・望ましい進路選択に向けた中学校（教員・生徒・保護者）への啓発
- ・卒業後の進路先への「通級による指導」及び生徒に対する理解

◎「通級による指導」、支援対象生徒に対する生徒間の理解

- ・支援が必要な生徒へのクラス内での理解促進

◎校内体制の強化

- ・生徒指導との連携
- ・保護者連携のための校内研修や、教員間連携
- ・生徒理解、指導内容充実のための特別支援学校との連携体制
- ・専門性をもつ職員の配置、人的な支援体制の充実（人員確保）

◎高等学校卒業後の社会参加を意識した内容の充実

- ・社会で求められる力を育てる視点での授業、「通級による指導」の充実

自由記述の内容については、大きく四項目に分類できる。

一つ目は、「通級による指導」のねらいの理解・周知についてである。高等学校卒業後の進路先に対しても、「通級による指導」での学びの意義、そのことを通して、対象生徒が培ってきた力などを含めた理解を図っていく取組の必要性について触れている記述もみられた。

二つ目として、「通級による指導」、支援対象生徒へのクラス内での理解についてである。「共に学ぶ」という視点から、支援対象の生徒の学びについて、生徒間での理解を図っていくことが必要であると捉えていることが把握される。

三つ目として、校内体制の強化についてである。初めて実施されることをふまえた場合、教員全体で生徒理解や保護者連携の在り方にかかわる研修を重ねることや、特別支援学校との連携などを含めて、校内体制をより強化していくような取組が必要であると捉えていることを把握できた。

四つ目として、高等学校卒業後の社会参加を意識した内容の充実についてである。高等学校卒業後の進路には、大学や専門学校への進学や、就職などが考えられるが、ある意味、高等学校には、社会に巣立っていく上での最終段階としての役割が求められている。卒業後の自立、社会生活を見据えながら、生徒が抱える困難さの改善、克服につながる内容の、充実を図っていくことが必要であると捉えていることが把握できた。

⑥ 指導担当教員研修の実施

体制面の整備要件の一つとして、検討委員会では、指導担当教員の養成及び専門性向上が必要であると考えた。そこで、指導担当教員の専門性向上の視点から、総合教育センターの研修講座を活用することとした。

研修内容としては、通常実施の研修講座に加えて、現在、小学校教員を対象として実施している通級による指導担当教員養成講座（3カ月間）の中から、障がい理解、職業支援、支援機器・教材などを含め、特別支援教育の推進、「通級による指導」の実施に関連する内容を受講した。

下記【表 11】は、主な研修内容を示したものである。

研修内容・講義題等	講師	具体的内容
○障がい理解と支援にかかわる内容		
・講義「医療から見た発達障がい」	小児科医師	・発達障がいの基本的理解 ・困難さをふまえた支援の在り方
・講義「愛着形成の理解と対応」	総合教育センター 研修指導主事	・愛着障がいと発達障がい ・行動問題への対応
・講義・演習 「家族支援・きょうだい支援」	発達障がい者支援 センター相談担当者	・保護者の心情理解 ・保護者連携の在り方
・講義・演習 「ソーシャルスキル・トレーニング」	大学講師	・認知行動療法の考え方 ・行動に着目した子ども理解 ・セルフコントロールの獲得
○就労支援にかかわる内容		
・講義「職業支援の現状」	障害者職業センター主任 障害者職業カウンセラー	・就労を支えるサービスの利用 ・自己理解の進め方
○支援機器・教材の活用にかかわる内容		
・参観「特別支援教育教材支援機器 等地域展示会」	国立特別支援教育 総合研究所研究員	・具体的支援に活用できる情報機器 及び教材

【表 11】総合教育センターにおける研修講座の活用

担当教員研修のための研修の成果について、下記内容の質問紙（選択肢及び自由記述）による調査を行った。

質問項目 6 「通級による指導」の実施に向けた専門性の向上の視点から、研修講座等の参加、活用は、参考になるものでしたか。

質問項目 6 での、「通級による指導」の実に向けた専門性の向上の視点からの研修講座活用の成果について、全ての回答者から、「大変参考になった」、「参考になった」といった肯定的回答が得られた。

また、自由記述からは、研修講座活用の具体的成果、及び専門性向上の視点から、今後さらに受講を希望したい内容として、以下の回答が得られた。

◎具体的成果

- ・発達障がいや、愛着障がいの特徴や基本的支援の在り方にかかわる理解
- ・「通級による指導」を想定したソーシャルスキル・トレーニングにかかわる理解
- ・認知行動療法にかかわる理解
- ・職業支援の視点からの、学校生活における支援の在り方にかかわる理解



これら自由記述の内容からは、専門性向上の視点として、生徒の学習や生活におけるつまずきや、困難さを把握していく視点としての生徒理解、障がい理解にかかわる研修、また、生徒の困難さをふまえた上で、支援につなげていくための認知行動療法や、ソーシャルスキル・トレーニングにかかわる研修が成果として挙げられており、研修内容として取り入れたことが有効であったと言える。

また、今後さらに受講を希望したい内容については、概論として、「通級による指導」のねらいや在り方にかかわる研修、具体的な指導内容、指導展開例にかかわる研修などが挙げられた。

◎今後さらに専門性向上の視点から受講を希望したい内容

- ・「通級による指導」の経験のない学校や、教員が位置付けを学ぶことができる概論的な内容
- ・「通級による指導」の具体的な指導内容や、指導展開例にかかわる内容
- ・生徒の自己理解を深めること、ソーシャルスキルトレーニングにかかわる内容
- ・発達障がいをもつ行動問題に対する指導の在り方にかかわる内容

この調査結果から、体制面の要件として、指導者が専門性を向上させていくための研修として、校外における研修の機会を確保するとともに、その研修内容としては、生徒理解や、障がい理解にかかわる内容に加えて、「通級による指導」のねらいや、具体的な指導の在り方について学ぶことのできる内容が必要であると考えられる。

## (2) 評価に関する取組

ア 学校設定科目「ソーシャル基礎」の評価の工夫

1 学年全生徒が履修する「ソーシャルスキル基礎」の評価は、科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものであり、評定による評価は行わず、「通級による指導」と同様に学習の状況や成果を踏まえ、文章表記による評価方法を用いることとした。

このことにより、指導要録、通知表、調査書への評価の記載にあたっては、具体的な評価方法の構築が必要である。また、指導担当教員と学級担任等の関係者が定期的に情報を交換するなどした上で、生徒個々の評価の記載内容を検討することが求められることなど指導と評価の研究を進めたい。

イ 指導と評価の一体化の推進

学習評価の目的は、きめの細かい学習指導の充実や生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指すものである。評価は、生徒の評価であると同時に教師の指導への評価でもある。また、評価は、次の学習や次の指導につながるものでなければならない。

「通級による指導」の評価は、生徒の学習意欲の向上、生徒の資質能力の開発などの目的もある。生徒個々の良い点や可能性、進歩の状況などを他者との比較ではなく発達の、構造的に評価する個人内評価、いわゆる進歩の評価、個性の伸長を図るなど個に応じた指導と評価の視点を大事に生徒の学習意欲を高め、生徒の資質能力を開花させることが可能となる指導と評価の一体化に取り組みたい。

## 5 研究開発の成果

### (1) 実施による効果

ア 高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究の基本構想

「通級による指導」の導入にあたって、文部科学省が示す制度設計の在り方に基づきながら、具体的な要件について、学校全体として教育支援を推進するため体制面の視点、教育課程への位置付けなどを含む運用面の視点の二つの視点から検討を進めることができた。

イ 高等学校における「通級による指導」の導入に関する要件の検討・整備の取組実践

「通級による指導」の導入にあたり、校内全体での推進の核となる組織として検討委員会を組織

し、検討委員会における複数回の協議の中で、「通級による指導」を通して、学校ニーズ、育てたい生徒の姿を想定しながら、そのために具体的に整備を図っていくべき事項を明らかにしていくことにより、必要な要件の整備を進めていくことができた。

#### ウ 取組実践の分析と考察

「通級による指導」は、高等学校において初めて実施されることをふまえ、その導入にあたっては、体制面として、校内全体への理解を図っていく取組や、担当者の専門性の向上に向けた研修の取組等が必要であることが明らかになった。また、運用面として、学校の全体の教育課程との連続性を意識した特別の教育課程の編成の必要について、共有することができた。

平成 29 年度の取組については、対象となるであろう生徒・保護者との教育相談や必要に応じて、個別の指導・支援を行い、自立活動に相当する学習へつなげようと試みた。生徒・保護者の意向や個別の指導・支援の内容、時間等を勘案し、自立活動に相当する「ソーシャルスキルA」・「ソーシャルスキルB」としての履修とはならなかった。ただし、この取組は、指導対象生徒との丁寧かつ継続的な合意形成プロセスの大切さを改めて示すものであり、今後の指導・支援のあり方について示唆を得られるものであった。

### (2) 実施上の問題点と今後の課題

本研究では、一年に満たない短期間で「通級による指導」の導入に向けた取組推進を行ってきた。

今後、「通級による指導」の実施にあたっては、体制面や運用面の要件について、実施を通して、さらに多くの問題点が明らかになってくると考えられる。

指導実践を通じた成果と課題をふまえながら、PDCAサイクルの中で改善を図り、高等学校における「通級による指導」の充実、延いては、特別支援教育の充実につなげていくことが課題であると考えられる。

### (3) 次年度に向けた準備状況

本研究は、高等学校における「通級による指導」の導入にあたり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服していくための指導を行う特別の教育課程を編成・実施するための要件を、校内教育支援の体制面と運用面の二つの側面から探り、実践を通して明らかにしていくことにより、高等学校における特別支援教育の充実につなげていこうとするものであった。

研究の基本構想に基づき、本校では、「通級による指導」検討委員会を中心とし、一年に満たない短期間ながら、「通級による指導」の実施に向けて、どのような要件が必要であるかを検討し、具体的な整備を進めてきた。その結果、高等学校での導入、実施にかかわっての校内体制面、教育課程に位置付けた指導としての運用面の要件を明らかにしていくことができた。